

2020年 2月28日

わしょクック株式会社 御中

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井



### 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども消費者支援かながわ（以下、「当法人」と言います。）は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。

当法人は、2018年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

当法人において、貴社の外国人向け料理教室協講座受講規約を調査・検討した結果、問題があると考えられる条項が認められましたので、別紙のとおり申入れ及び問い合わせをいたします（別紙の申入れ及び問い合わせの内容は、すべて「個人」である会員に適用されることを前提とし、会員が「法人」である場合を除きます。）。

つきましては、本書面到達後1か月以内を目途に、ご回答を書面にて当法人までご送付いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法27条に基づき、当法人において公表させていただくことを念のため申し添えます。

敬具

<別 紙>

第1 申入れ事項

1 受講規約7条

講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。連続講座の場合は初回講座日が講座開催日となります。連続講座の途中解約は認められていません。

(1) 申入れの趣旨

上記規定のうち受講契約の解除を認めない点は、消費者契約法8条の2第1号及び10条、受講料の返金を一切認めない点は、平均的な損害額を超える部分については9条1号により無効と考えるので、使用の停止及び利用規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

(2) 申入れの理由

本規定は、講座開催の日以降の受講者からの解除を一切認めず、また受講料の返金は一切しない旨規定しております。

本規定によれば、受講者からの債務不履行解除を一切認めないことになるため、消費者契約法8条の2第1号により無効です。また、受講契約は、民法上の準委任契約であり、受講生は、原則として、いつでも契約を解除することができる場所、その解除を一切認めないとする事は、民法その他の法令による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、同法10条により無効です。

そして、契約解除の際に受講料の返還を一切認めない規定は、解除の時期・事由を問わず解除に伴う違約金等を課す規定といえ、事業者が生じる平均的な損害額を超える部分については、消費者契約法9条1号により無効です。

したがって、本規定の使用の停止を求めるとともに、本規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

2 受講規約17条

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当社の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

(1) 本規約又は法令に違反した場合

(2) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合

(3) 当社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合

- (4) 当社又は当社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (5) 本講座の受講申込みその他当社に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- (6) 当社の事業活動を妨害する等により当社の事業活動に悪影響を及ぼした場合

(1) 申入れの趣旨

上記規定は、平均的な損害を超える部分は9条1号により無効と考えるので、使用の停止及び利用規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

(2) 申入れの理由

本規定は、一定の場合に受講資格が失効し、その場合において、受講料の返金は一切しないと規定しています。これは、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項といえます。

そして、本規定は、受講料の返金を一切しないとするものであることから、平均的な損害を超える部分は、9条1号により無効です。

したがって、本規定の使用の停止を求めるとともに、本規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

3 受講規約20条

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 申入れの趣旨

上記規定は、消費者契約法8条1項1号、3号及び10条により無効と考えるので、使用の停止及び利用規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

(2) 申入れの理由

本規定は、貴社の遅滞、変更、中断、中止等により発生した受講者又は第三者の損害について、帰責事由の有無を問わず、貴社の責任の一切を免除する規定ですので、消費者契約法8条1項1号、3号により無効です。

また、同様の理由から、民法その他の法令による場合に比して消費者の権利を制限し、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、同法10条により無効です。

したがって、本規定の使用の停止を求めるとともに、本規約からの削除ないし文言の修正を求めます。

第2 問い合わせ事項  
受講規約6条

本講座については、次に定めるとおりのキャンセル料が発生いたします。  
なお、本講座が2日以上に亘り開催される場合は、「講座開催の日」はその最初の日をいい（以下、同じ）、「講座開始」とは、その最初の日講座が始める時点を含みます。また、本講座のキャンセルの通知があった時点は、メール、郵便その他明確な方法による通知が当社に到達し、当社が覚知した時点を含みます。

講座開催の日の10日前から3日前までの間にキャンセルの通知があった場合

資料返却確認後、受講料の額の50%の額

講座開催の日の2日前から講座開始の24時間前までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の70%の額

講座開始の24時間前以降から講座開始までの間にキャンセルの通知があった場合

受講料の額の100%の額

※決済後のキャンセルは決済手数料及び、ご返金にかかる振込手数料を差し引いた額となります。

(お問い合わせ・要望の趣旨と理由)

本規定は、キャンセルの通知、すなわち解除の意思表示があった時点につき、メール、郵便その他の明確な方法による通知が到達し、貴社が通知を覚知した時点を含みます。

もっとも、判例上、意思表示の到達は、相手方が覚知することまでは要求されていないことからして、本規定のように、意思表示の到達を貴社が覚知した時点と定めれば、民法上解除の意思表示の到達が認められる場合であっても、覚知をどのように判断するかは運用によっては、キャンセル料の算定などで消費者に不利益が生じるおそれがあります。

したがって、消費者からの解除の通知があった際にどのような運用をされているのか、ご教示下さい。

以上